

◆入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます

療養病床に入院した時の居住費が、平成 29 年 10 月から見直しされます。

平成 29 年 9 月まで

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1 日につき 320 円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1 日につき 0 円
指定難病患者	1 日につき 0 円
老齢福祉年金受給者	1 日につき 0 円

平成 29 年 10 月から

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1 日につき 370 円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1 日につき 200 円
指定難病患者	1 日につき 0 円
老齢福祉年金受給者	1 日につき 0 円

## 国民健康保険制度のお知らせ

～ 70 歳以上の方の高額療養費の見直しについて～

◆高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

高額療養費の自己負担限度額が、平成 29 年 8 月から次のとおり見直しされます。

区分		1 か月の自己負担限度額（※ 1）	
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
現役並み所得者	外来 [個人単位]	44,400 円	57,600 円
	外来 + 入院 [世帯単位]	(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円 (※ 2)	(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円 (※ 2)
一般	外来 [個人単位]	12,000 円	14,000 円 (※ 3)
	外来 + 入院 [世帯単位]	44,400 円	57,600 円 (※ 4)
住民税 非課税 世帯	区分 II	外来 [個人単位]	8,000 円
		外来 + 入院 [世帯単位]	24,600 円
	区分 I	外来 [個人単位]	8,000 円
		外来 + 入院 [世帯単位]	15,000 円

※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎える方は、個人ごとに月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。

※ 2 多数該当（過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は、44,400 円です。

※ 3 1 年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

※ 4 一般区分においても多数該当（※ 2）が設定されます。

問 合 せ 後期高齢者医療ご加入の方

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

健康福祉課国保・介護グループ ☎ ☎ 4555

国民健康保険ご加入の方

健康福祉課国保・介護グループ ☎ ☎ 4555